

2023年11月21日

株式会社ナルネットコミュニケーションズ

代表取締役社長 鈴木 隆志

問合せ先： 代表番号 0568-20-9111

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主はじめ、顧客、従業員等のステークホルダー期待に応えつつ企業価値を増大させていくうえで、経営の健全性と透明性の確保が必要不可欠であると考えております。
そのため経営に対する監督・監査機能の充実を図ることは経営上の最重要課題の一つであると捉え、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は 5つの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ジャフコSV6投資事業有限責任組合	2,602,096	49.32
Mobility & Maintenance Japan 株式会社	1,899,396	36.00
ジャフコSV6-S投資事業有限責任組合	650,508	12.33
JIA1号投資事業有限責任組合	62,100	1.18
あいぎんベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合	62,000	1.17

支配株主（親会社を除く）名	ジャフコSV6投資事業有限責任組合
---------------	-------------------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	3月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主等との取引を行う場合は、当社と関連を有しない他の当事者と同様に公正かつ適正な条件により取引を行うことを基本方針としており、少数株主の利益を害することがないよう適切に対応するようにしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名（※指定可能な人数を記載。以下同様）

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
花井 浩	他の会社の出身者						△		△			
横山 純一	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花井 浩	○	当社は、同氏との間で、2018年1月から2019年6月までの期間において、コンサルティング契約を締結しております。 契約の性質・報酬額等に照らして、十分な独立性を有すると判断しております。 また同氏が2011年4月より2017年9月まで代表取締役役に就任していたメルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社は当社の取引先となりますが、多額の取引ではないこと及び同氏の介在前提の取引ではなかったことより、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	同氏は、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験を有しており、事業運営に関する有益な助言をいただくとともに、客観的かつ独立した視点から、経営への監督機能をいただけるものと判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
横山 純一	○	—	同氏は、経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験を有しており、事業運営に関する有益な助言をいただくとともに、客観的かつ独立した視点から、経営への監督機能をいただけるものと判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称	指名・報酬委員会
--------	----------

全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	1	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役としております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査人は三様監査として定期的な情報交換を実施し、相互の連携を深め効果的かつ効率的な監査の実施をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大倉 康裕	他の会社の出身者													
野村 朋加	弁護士													
山田 梨津子	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
大倉 康裕	○	—	同氏は、長年にわたって培われた監査役としての幅広く高度な知見と豊富な経験を有しており、社外の常勤監査役として独立した立場から適格な監査をいただいております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
野村 朋加	○	—	同氏は、弁護士としての知見を有しており、社外監査役として独立した立場から適格な監査をいただいております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
山田 梨津子	○	—	同氏は、公認会計士としての知見を有しており、社外監査役として独立した立場から適格な監査をいただいております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員のうち、LB0に関与していない役員を独立役員に指定しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上へのインセンティブを与えることで当社の中長期的な企業価値の向上を図ること目的として導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、執行役員、従業員
-----------------	----------------

該当項目に関する補足説明

付与数については役職や今後の当社への業績貢献の期待等に応じて決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>当社の取締役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議されております。</p> <p>取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬及びストックオプションを含む株式報酬により構成されており、基本的な考え方は以下のとおりです。なお、役員賞与等の業績連動報酬につきましては現在導入しておりませんが、今後の導入を検討してまいります。</p> <p>固定報酬は、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、世間水準や従業員給与等とのバランスを考慮し、各取締役の職務成果や当社への貢献等を勘案のうえ決定しております。また、株式報酬（ストックオプション）は、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材の確保等を目的として、当社への貢献期待値等を勘案の上で決定しております。</p> <p>なお、当社は2023年3月15日付で、取締役会の諮問機関として社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役の個別の報酬につきましては、この指名・報酬委員会へ諮問し、その結果を十分に踏まえて取締役会決議によって決定しております。</p> <p>最近事業年度においては、上記方針と同様の考えにより、世間水準や従業員給与等とのバランスを</p>

考慮し、各取締役の職務成果や当社への貢献等を勘案のうえ、取締役の報酬については、株主総会において決議された範囲内において、2023年6月29日開催の取締役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは財務経理部が中心となり対応しており、取締役会資料については必要に応じて事前説明を行っております。また、適宜社外取締役、常勤監査役及び社外監査役に対して情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会、取締役

取締役会は取締役6名(うち2名が社外取締役)で構成しており、毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営全般及び業績の新緑状況の報告、経営の重要な意思決定を行っております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を陳述しております。

b. 監査役会、監査役

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の合計3名で構成しており、毎月1回開催する定例の監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査の方針及び監査計画等の策定、監査状況の報告や監査意見の形成等を行っております。また、取締役その他重要な会議へ出席し、取締役の職務の執行を監査しております。

c. 経営会議

経営会議は、取締役(社外取締役除く)及び執行役員で構成しており、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する個別課題を実務的な観点から協議及び審議しております。

d. リスク管理・コンプライアンス委員会

リスク管理・コンプライアンス委員会は、取締役会の直属にあり、取締役及び監査役並びに執行役員、部門責任者で構成されております。「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、当社が法令及び社内規定の順守、リスクの顕在化の防止お帯損失の最小化を目的に、原則として四半期に1回開催し、重要事項を審議しております。

e. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に任意の諮問機関として、設置しております。委員は取締役3名(うち社外取締役2名)であり、過半数を社外役員が構成しております。社外取締役を委員長とし、取締役の指名、報酬等に関わる事項を審議し、取締役会に報告しております。

f. 内部監査人

内部監査人は、代表取締役社長直轄として1名を配置しております。必要に応じて内部監査人が選任した他の部署の者が補助できることとしております。内部監査人は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告しております。

g. 会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会の監督機能の向上を図り、経営の効率性を高め当社のさらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、監査役会設置会社を採用しております。また、社外取締役及び社外監査役について、取締役の監督及び監視を強化するため選任しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の早期開示に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は3月決算であり、集中が見込まれるため、より多くの株主が参加できるような開催日にするよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題であると認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社コーポレートサイトにて掲載する方針です。	—
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の開催は検討しており、代表取締役が説明を行う方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向け説明会の開催は検討しており、代表取締役が説明を行う方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題であると認識しております。	—
IR資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイトにIR用のページを作成し、IR資料を掲載する方針です。	—
IRに関する部署(担当者)の設置	財務経理部が行います。	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の株主、投資家、及びその他の利害関係者等のステークホルダーの立場の尊重することを内容に織り込んだ各種社内規程やマニュアルを制定しており、全社員が閲覧可能な体制としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題であると認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社コーポレートサイト、決算説明会等により、ステークホルダーの皆様に対する積極的な情報開示を行う方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2023年7月13日の取締役会にて、内部統制システム構築に係る基本方針の決議を行っておりその基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は以下の通りであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするために「コンプライアンス規程」を定め、リスク管理・コンプライアンス委員会を通じてコンプライアンス遵守のための体制を構築する。
 - ② 取締役は、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定・遵守し、当該規程等に準拠した職務執行を行い、取締役間における相互牽制システムが有効に働く体制を構築する。
 - ③ 会社組織の自浄が円滑に行われることを目的として、「内部通報に関する規程」を制定し、内部通報制度は研修等を通じて役職員に周知徹底し、適正に運用する。
 - ④ 複数の社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の職務執行を監視する体制を構築する。
 - ⑤ 業務執行部門から独立した内部監査人を配置し、業務執行が法令、定款及び規程等に適合しているか否か監査する体制を構築する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令等に基づき定めた期間保存する。
 - ② 「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報及び特定個人情報については法令及び「個人情報保護方針」に基づき厳重に管理する。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ① 損失の危険に対して、影響度の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危機を最小限にすべく組織的な対応を行うリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、リスクに適切に対応する体制を構築する。
 - ② 当社に関連する全ての関係者からの異議申し立て、苦情及び紛争に対する対応について定めた「クレーム管理規程」を制定し、組織的かつ一貫性のある対応を行うための体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、取締役会での協議をより円滑にするために経営会議を月1回行う。
 - ② 将来のあるべき姿及び目標を定めるため、「中期経営計画」を作成し、計画の進捗状況をモニタリングする。経営環境の変化に応じて「中期経営計画」を必要に応じて見直すことで効率的な業務執行を図る。
 - ③ 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
- (5) 財務報告の信頼性を確保する体制

- ① 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用を図り、有効性評価及び改善等を行う。
 - ② 当社の各部門は、自らの業務遂行にあたり、業務分掌による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、その職務を補助するために使用人が必要な場合、取締役又は取締役会にその確保を求め、確保された使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ② 補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役の同意を得ることとし、補助使用人に対する監査役の指揮命令権等については、取締役と協議し、補助使用人の独立性を確保する体制を構築する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告する。
 - ② 取締役又は使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を報告する体制を構築する。
 - ③ 当社は、報告者が報告等を行ったことを理由として解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことを「内部通報に関する規程」において定め、また、報告者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じる。
- (8) 監査役職務の執行で生ずる費用又は債務に関する事項
- ① 監査役会がその職務の執行について、当社に対し会社法第 388 条に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査役職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 監査役会が、独自に外部専門家を監査役職務の執行のために利用することを求めた場合、監査役職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担する。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
 - ② 監査役は、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - ③ 取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて速やかに報告し、監査に対応する。
 - ④ 取締役は、監査役が監査法人と会計監査の内容等についての情報交換が十分に行える体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社では、市民社会の秩序や安全、企業の健全な生活に脅威を与える反社会的勢力の排除に関して、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力等排除規程」を定めて対応しております。
- (2) 反社会的勢力等に対しては、「反社会的勢力等対応要領」に則り、人事総務部を対応部門として関係行政機関等からの情報収集、ネガティブ情報の収集等を通じて、取引を排除するようしております。また、万が一これらの問題が発見された場合については関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連携し、組織的に対処できる仕組みを構築しております。

V. その他

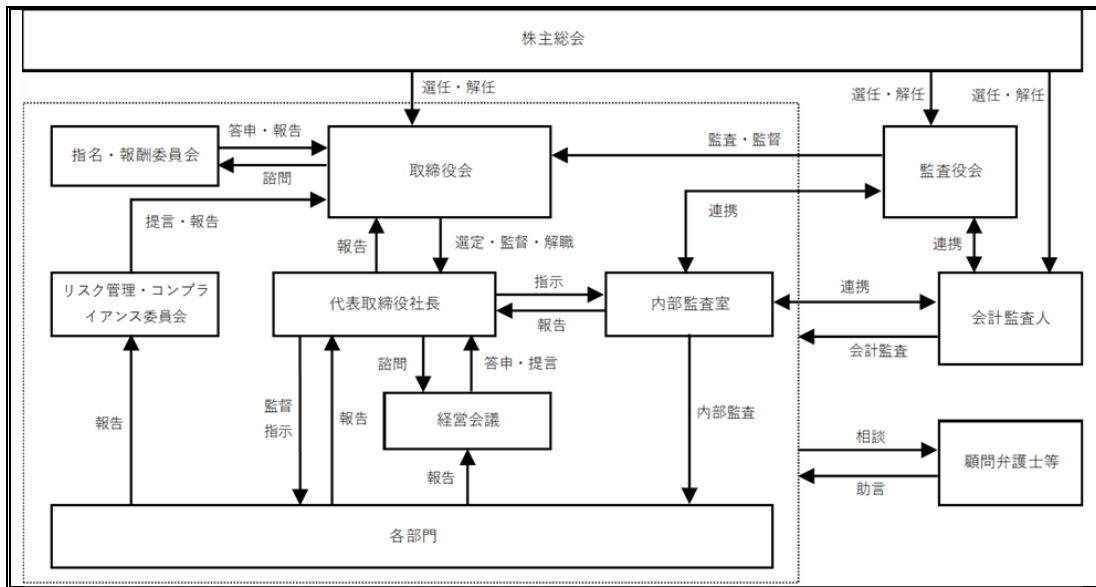
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

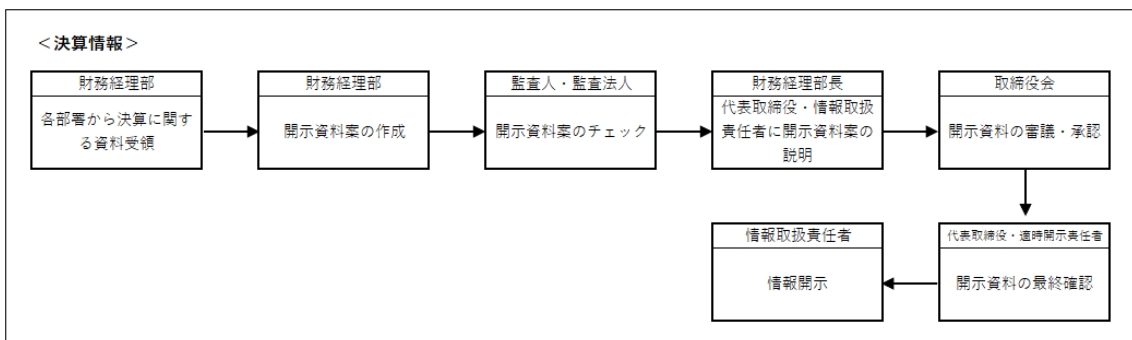
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

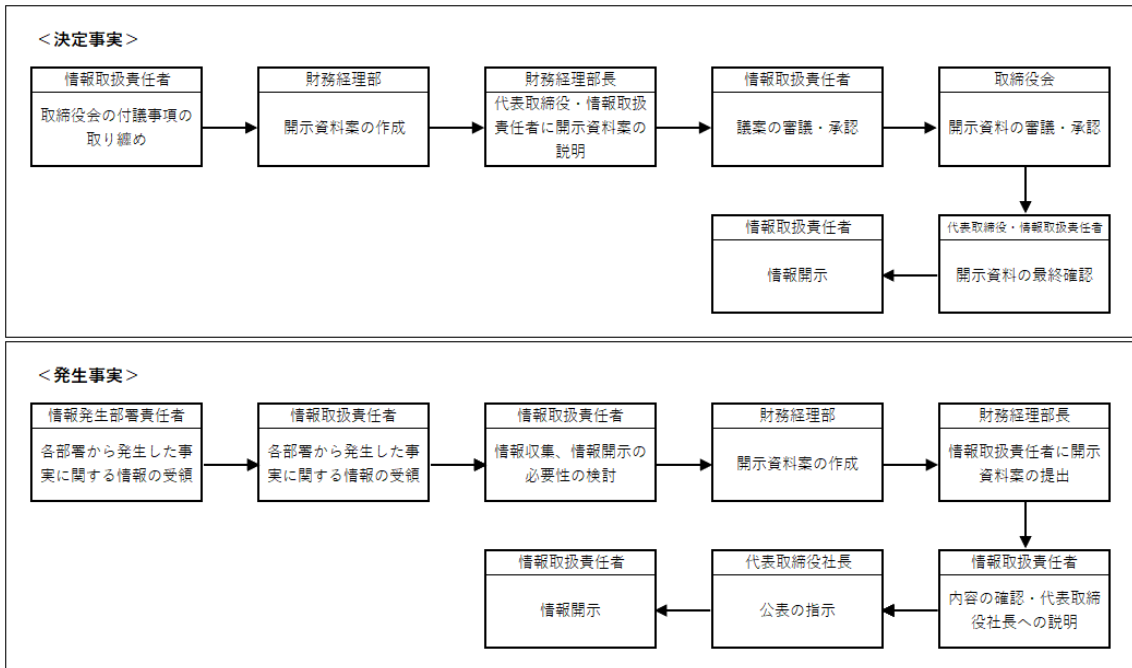
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要の模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】





以上